

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

○生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二

○生活保護法による施術者の指定 (同) 二

○生活保護法による指定施術者の変更の届出 (同) 二

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者) (農林水産経営支援課) 二

○建設業許可の取消し (事業管理課) 二

○道路の区域変更(二件) (道路課) 三

○道路の供用開始 (同) 三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (情報システム課) 四

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (同) 五

○選挙管理委員会 (同) 五

○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき委員の数 (同) 五

○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙すべき委員の数 (同) 五

○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者 (同) 五

○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時
○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所
○宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

告示

○宮城県告示第五百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	指定年月日
石巻ときわクリニック	石巻市中央二丁目一十六中央ビル二号室	平成二十四年五月一日
松尾歯科医院	石巻市清水町二丁目十一	平成二十四年六月二十九日
鹿島中央薬局	大崎市鹿島台平渡字巳待田四百二十四十一	平成二十四年六月一日
日本調剤塩釜薬局	塩竈市佐浦町十四・二十一	平成二十四年七月一日

○宮城県告示第五百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	廃止年月日
松尾歯科医院	石巻市雄勝町下雄勝一・六十	平成二十三年三月十二日

日本調剤塩釜薬局

塩竈市佐浦町十四・十七

平成二十四年六月三十日

○宮城県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	明石台整形外科クリニクス 医療法人明石台整形外科	黒川郡富谷町明石台二丁目二十二・五	平成二十四年五月十四日

○宮城県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施術所の所在地	指定年月日
澤田 和正 （レイス治療院いわめま）	岩沼市竹の里二丁目十四・二	平成二十四年六月十一日
一條 吉崇 （療善社岩沼整骨院）	岩沼市藤波二・一・五	平成二十四年六月十五日
奈良坂俊一 （療善社岩沼整骨院）	岩沼市藤波二・一・五	平成二十四年六月二十一日

○宮城県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施術所の名称・所在地	変更年月日
変更後	高 麻未	株式会社こみケア F 仙台市青葉区二日町十六・十五 株式会社こみケア 仙台市泉区野村字下西河原三・六	平成二十四年七月一日

○宮城県告示第五百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号漁業者数
女川町区 域へ宮城 県漁業協 同組合の 女川町支 所の地区	総トン数十 トン以上二 十トン未満 の漁船に より棒受網 を使用して さばりをと ることを主 たる目的と する漁業	平成二十四 年七月十一 日	牡鹿郡女川町塚浜字塚 浜七十六番地の二 山神水産漁業生産組合 代表理事組合長 阿部 菊男 指ヶ浜二丁目指ヶ浜十 番地の十 阿部 邦男	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六 条に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第五百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年六月二十七日
二 商号又は名称等

豊建設工業 阿部 豊	石巻市湊字鳥井崎五十 ・十一	建 設 可 設 番 業 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日
		般・二十三 第一万九千二 百十五号	全部廃業 一般建設業 土木工業業 とび・土工工業業 石工工業業 鋼構造物工業業 ほ装工業業 しゅんせつ工業業 水道施設工業業	平成二十四年 六月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三百四十七号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
加美郡加美町寒風沢岳国有林二二七林班わ 小班地先から 同町宮崎字平家平一八番一地先まで		前	後	一一・〇	二七・〇	八〇〇・〇	八〇〇・〇
		〇	〇	三四・〇	〇	〇	〇

○宮城県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北
仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弘川町向線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
本吉郡南三陸町歌津字弘川八七番一地先か ら 同郡同町歌津字弘川五一番一地先まで		前	後	六・〇	一六・〇	二七四・〇	二七四・〇
		〇	〇	二二・〇	〇	〇	〇

○宮城県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三百四十七号	加美郡加美町漆沢岳国有林二二六林班と小班地 先から 同町漆沢岳山国有林二二六林班れ小班地先まで	平成二十四年 七月三十一日

○宮城県告示第五百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
域に指定する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 X線CT装置 一式

2 空調調和実習システム氷蓄熱ユニット蓄熱槽 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

1 一の一の購入物品 平成二十四年六月二十七日

2 一の二の購入物品 平成二十四年六月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

1 一の一の購入物品 日本電計株式会社 東京都千代田区外神田三丁目五番十二号 聖公会神田ビル

2 一の二の購入物品 日立アプライアンス株式会社 東京都港区湾岸一丁目十六番一号

五 落札金額

1 一の一の購入物品 五千九十二万五千円

2 一の二の購入物品 二千八百十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年五月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 液体クロマトグラフ/タンデム四重極/イオントラップ併設型質量分析計システム 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年七月三日

四 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社シバティンテック 仙台市若林区卸町二丁目十一番三

号

五 契約金額 四千五百二十五万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

二 第一項第八号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第三十三条第一項の規定により、宮城海区漁業調整委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成二十四年七月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 選挙期日 平成二十四年八月二日

二 選挙すべき委員の数 九人

○宮選管告示第八十九号

平成二十四年八月二日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年七月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

選 挙 長 石巻市開北一丁目九番七四号 鈴木 廣 志

同職務代理者 石巻市湊町二丁目六番二六号 伊 妻 壯 悦

○宮選管告示第九十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第七十八条の規定により、平成二十四年八月二日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十四年七月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十四年八月三日 午後三時

○宮海選告示第一号

平成二十四年八月二日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場

所を次のとおり定める。

平成二十四年七月二十四日

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 鈴木 廣志

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○宮海選告示第二号

平成二十四年八月二日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定による選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年七月二十四日

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 鈴木 廣志

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十四年七月三十日

午後五時